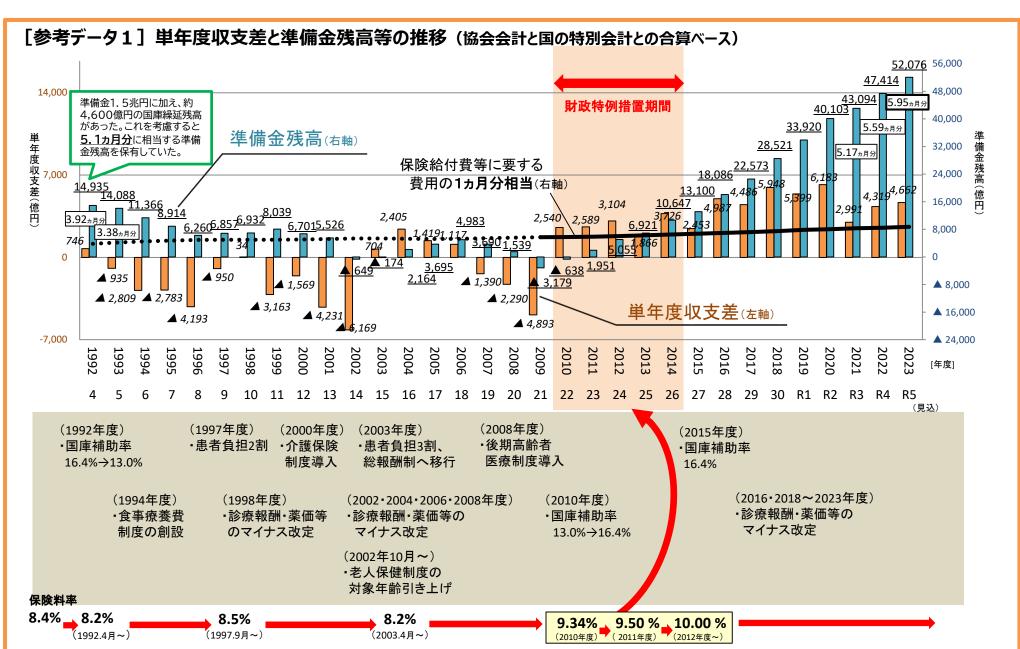
参考資料

令和7年度保険料率に関する論点について

全国健康保険協会和歌山支部



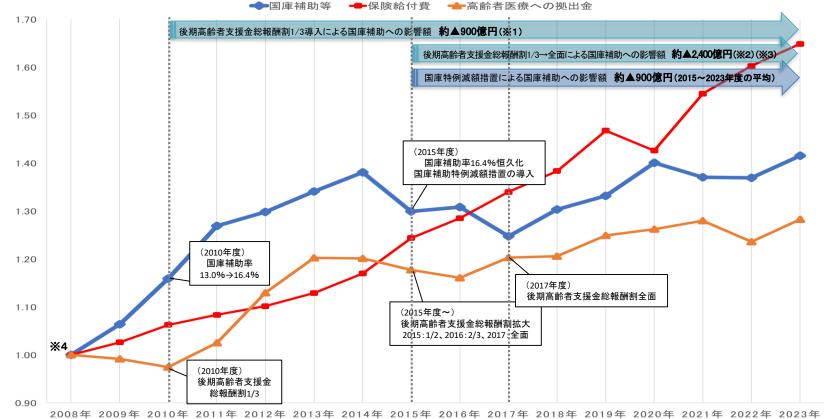
⁽注)1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

^{3.}協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

^{4.2015}年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額 措置が設けられた。

「参考データ2]主要計数の推移(協会けんぽ発足以降)

- ・ 高齢者医療への拠出金のうち、後期高齢者支援金については、負担能力に応じた費用負担を実現する観点から、それまでの加入者割から段階的に総報酬割(2010 年度:1/3、2015年度:1/2、2016年度:2/3、2017年度:全面)が導入され、協会けんぽの負担額は抑制されている。
- 後期高齢者支援金を負担するにあたり、相対的に財政力の弱い(平均標準報酬等が低い)協会けんぽに対しては国庫補助が措置されていたが、総報酬割の導入部 分に係る国庫補助については、後期高齢者支援金に関する被用者保険間の財政力格差による不均衡は解消されるものと整理され、廃止されている。
- ・ 協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置として、2015年度より、国庫補助率が当分の間16.4%と定められるとともに、国庫特例減額措置が講じられてい

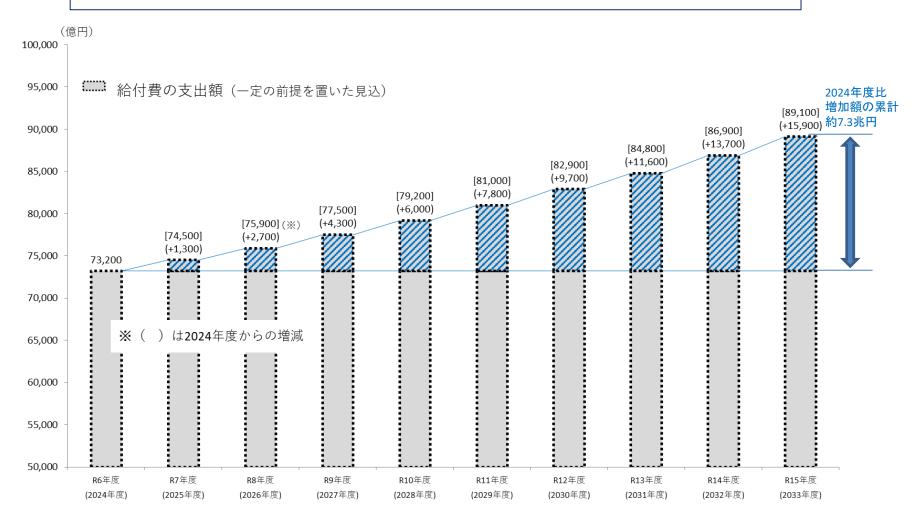


	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
国庫補助等	9, 093	9, 678	10, 543	11, 539	11, 808	12, 194	12, 559	11, 815	11, 897	11, 343	11, 850	12, 113	12, 739	12, 463	12, 456	12, 874
保険給付費	43, 375	44, 513	46, 099	46, 997	47, 788	48, 980	50, 739	53, 961	55, 751	58, 117	60, 016	63, 668	61, 870	67, 017	69, 519	71, 512
高齢者医療への拠出金	29, 016	28, 773	28, 283	29, 752	32, 780	34, 886	34, 854	34, 172	33, 678	34, 913	34, 992	36, 246	36, 622	37, 138	35, 867	37, 224
国庫補助率	13.0%	13. 0%	16.4%	16.4%	16. 4%	16.4%	16. 4%	16.4%	16. 4%	16.4%	16. 4%	16. 4%	16.4%	16.4%	16.4%	16. 4%

- ※1 2009(平成21)年12月4日 第36回社会保障審議会医療保険部会 資料2から引用(約▲900億円はその時点の見込みの数字)
- ※2 2015(平成27)年1月9日 第85回社会保障審議会医療保険部会 資料1-2から引用(約▲2,400億円はその時点の見込みの数字)
- ※3 2015~2017年度は総報酬割が段階的に導入されている(2015年度:1/3→1/2、2016年度:1/2→2/3、2017年度:2/3→全面)
- ※4 グラフは2008年度を1とした場合の指数で表示したもの

[参考データ3] 保険給付費の推計

保険給付費の推計をみると、2033年度は8兆9,100億円の見込みであり、2024年度と比較すると約1兆5,900億円増加している。また、2024年度を基準としたときの2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約2.2兆円,2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約7.3兆円となる。



(※) 2026年度以降の推計値は、資料2-2の試算 (75歳未満一人当たり医療給付費の伸びは+3.2%、賃金上昇率+1.6%)による推計値。 百億円単位に四捨五入して記載している。

[参考データ4] 医療費の伸びの要因分解

医療費の伸び率の要因分解

		H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H 24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
医療費の伸び率	1	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	<i>4.0</i> 9 (注1
人口増の影響	2	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.49
高齢化の影響	3	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9 % (注2
診療報酬改定等	4	0.19%		0.004%		0.1% -1.26% 消費税対応 1.36% (注3)		-1.33% ^(注4)		-1.19% (注5)	-0.07% (注6)	-0.46% (注7)	-0.9% (注8)	-0.949
その他 (①-②-③-④) ・医療の高度化 ・患者負担の見直し		2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.2%	1.1%	1.6%	-3.5%	5.1%	4.5
制度改正						H26.4 70-74歳 2割負担 (注9)								

注1:医療費の伸び率は、令和3年度までは国民医療費の伸び率、令和4年度は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費)の伸び率(上表の斜体字、速報値)であり、医療保険と公費負担医療の合計である。

注2:令和4年度の高齢化の影響は、令和3年度の年齢別1人当たり医療費と令和3年度、4年度の年齢別人口からの推計値である。

なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。

注5:平成30年度の改定分-1.19%のうち薬価制度改革分は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-0.9%。

注6:令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定(診療報酬+0.41%、薬価改定-0.48%)のうち影響を受ける期間を考慮した値。

注7: 令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定に係る平年度効果分を含む。

注8: 令和3年度の国民医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。

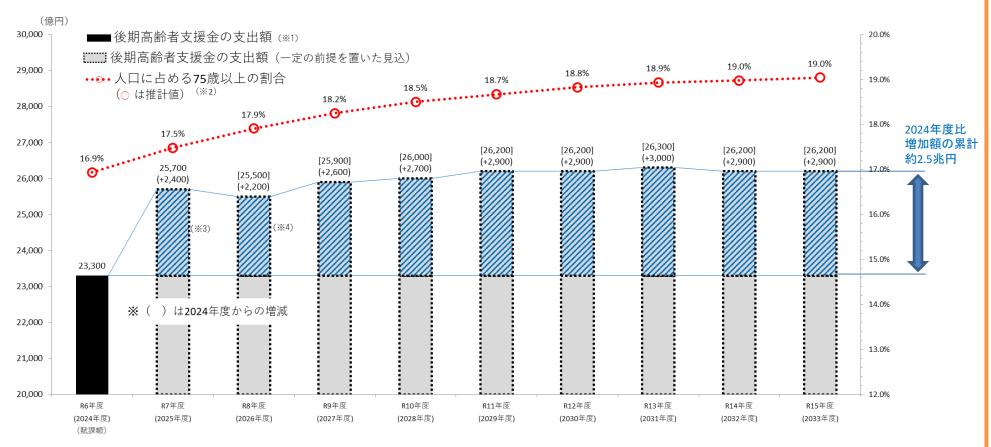
注9:70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

注3:平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。

注4:平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。

[参考データ5]後期高齢者支援金の推計

後期高齢者支援金の推計をみると、2033年度は2兆6,200億円の見込みであり、2024年度と比較すると約2,900億円増加している。 また、2024年度を基準としたときの2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約1.3兆円、2025年度から2033年度 までの2024年度比増加額の累計の見込みは約2.5兆円となる。



- (※1)後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。
- (※2)人口に占める75歳以上の割合については、「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、2023推計)による。
- (※3) 2025年度の後期高齢者支援金額は当年度の概算額(見込額)に前々年度の精算額(見込額)を加味している。
- (※4) 2026年度以降の推計値は、資料2-2の試算(75歳以上一人当たり医療給付費の伸びは+0.3%、賃金上昇率+1.6%)による金額であり、当年度の概算額のみで推計している。 金額は百億円単位に四捨五入して記載している。

[参考データ6] 協会けんぽ発足以降の医療費と賃金の伸びの推移

協会発足以来、医療費(加入者1人当たり保険給付費)の伸びは賃金(1人当たり標準報酬月額)の伸びを上回って推移している。

